

第88号議案

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の表地域振興部の項第5号中「土地及び」を削り、同表土木部の項に次の1号を加える。

(6) 土地対策に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県国土利用計画審議会条例の一部改正)

2 島根県国土利用計画審議会条例（昭和49年島根県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地域振興部」を「土木部」に改める。

(島根県土地利用審査会条例の一部改正)

3 島根県土地利用審査会条例（昭和49年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地域振興部」を「土木部」に改める。